

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年8月21日)

[件名]

- 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案及び鳥取県震災対策アクションプランの見直し案に係る意見募集結果について
(危機管理政策課) … 2
- 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に係る意見募集結果について
(原子力安全対策課) … 4
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第29報）
(原子力安全対策課) … 5
- 島根原子力発電所2号機の安全対策の確認等について
(原子力安全対策課) … 6
- 原子力災害時に備えた避難訓練の実施結果について
(原子力安全対策課) … 3 1
- 鳥取県感震ブレーカー普及協議会の設立について
(消防防災課) … 3 3
- 第70回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催結果について
(消防防災課) … 3 4

危 機 管 理 部

**鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案及び
鳥取県震災対策アクションプランの見直し案に係る意見募集結果について**

令和6年8月21日
危機管理政策課

令和6年能登半島地震や令和5年台風第7号の教訓、新たな知見等を踏まえ、本県の防災対策の充実強化を図るため、「鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）」（以下「地域防災計画」という。）の令和6年度修正案、及び「鳥取県震災対策アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）の対象期間中間年に当たる見直し案を作成し、このたびパブリックコメントを実施しました。

1 パブリックコメントの概要

- 意見募集期間 7月25日（木）から8月7日（水）まで
- 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所、市町村役場窓口等にて意見募集
- 意見総数（応募者数） 地域防災計画：17件（2名）、アクションプラン：11件（2名）

2 主な意見等の内容と意見に対する県の考え方

（1）地域防災計画の修正案

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
1	<p>【津波の到達時間】</p> <p>「避難に使える時間の違いによる避難方法」に最大波の到達時間の記述があるが、最大波が来るまでに高い津波が来襲する可能性があり、最大波が来るまでに避難すれば良いとの誤った安心情報になりかねない。海面変動30cm到達時間の被害想定があり、せめてこの時間を記述すべき。想定の上記到達時間より早く津波が到達するおそれがあると但し書きが必要。一刻も早く高台へ逃げる必要があることを認識させるべき。</p>	<p>津波発生の恐れがある場合には、危険地域からの一刻も早い避難が必要です。県地域防災計画でも、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することなどを記載しており、引き続き市町村と連携して住民への普及啓発に努めます。</p> <p>ご指摘の記述は、避難誘導を行う関係者の安全確保のため、避難誘導に係る行動ルールを定めるにあたり避難時間の目安として記載しているものですが、海面変動30cm到達時間についても併記します。</p>
2	<p>【地区防災計画について】</p> <p>岡山県では、地区防災計画の作成推進のための協議会を県と全市町村で設置しているが、鳥取県でも同様の取組が必要ではないか。</p>	<p>本県では、県内全市町村と連携して、各地区住民が自ら作成する防災マップである「支え愛マップ」づくりを進めており、その中で地区の状況把握や避難訓練等も実施されるなど、地区防災計画と同様の効果が期待できることから、地区防災計画の作成については、市町村や自治会等の判断に委ねているところです。</p>
3	<p>【夜間の避難について】</p> <p>夜間の避難は道路の凹凸も側溝も見えず、停電があれば暗闇の中を移動することになり、機器の故障による感電の心配もある。夜間の避難指示は、避難所に避難することだけを指示するのではなく、垂直避難の指示も考慮してほしい。</p>	<p>県地域防災計画では、夜間の避難は危険を伴うため、日没前に避難が完了できるよう早期の避難情報の発出に努めるとともに、やむを得ず夜間に発出する場合は、状況に応じて屋内での安全確保措置についても検討することとしています。</p> <p>引き続き市町村と連携し、災害時に迅速かつ的確な避難情報の発出が行われるよう努めます。</p>

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
4	<p>【山崎断層帯】</p> <p>被害想定対象地震に山崎断層帯を含めるべき。山崎断層帯／那岐山断層帯は「今後 30 年の間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する」となっているが、鳥取道や中国縦貫道への影響により、複合災害、物資の配送、ボランティアの受け入れなどに影響があることを考慮しなくていいのか。</p>	<p>鳥取県地震・津波被害想定検討調査（平成 26～30 年度）において、山崎断層帯を含め本県に大きな影響を与える可能性のある 13 断層について地震動予測等を行い、その中で県内においてより大きな被害の発生が想定される 8 断層を被害想定対象地震として被害予測を実施しています。</p> <p>山崎断層帯を被害想定対象地震に含めることについては、今後の被害定見の見直しの中で、新たな知見等も踏まえて検討します。</p>

（2）アクションプランの見直し案

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
1	<p>【想定地震】</p> <p>県内で発生蓋然性が高い 4 つの地震を想定とあるが、宍道（鹿島）断層による地震が選出されていない理由を問う。地震調査推進本部の鳥取県の地震活動の特徴によれば、宍道（鹿島）断層では地震発生確率（30 年以内）が 0.9～6%と他の県内地震に比べて高い確率となっている。被害想定も大きい宍道（鹿島）断層による地震を選出するべき。</p>	<p>アクションプランの想定地震については、鳥取県地震・津波被害想定検討調査（平成 26～30 年度）の対象とした 13 地震（宍道（鹿島）断層による地震を含む）の中から、県内においてより大きな被害の発生が想定される 4 地震を選定しています。</p> <p>今回は中間見直しのため想定地震の変更は行いませんが、次期改定時には新たな知見等も踏まえて改めて検討を行う予定です。</p>
2	<p>【県民への災害情報の発信】</p> <p>「気象庁キキクル」「Yahoo!防災速報」「NHK ニュース・防災」など、複数の防災アプリがあるが、それらと横断して利用ということか。帰省中や観光客などの一時滞在者、災害ボランティアへの発信を考慮すると、API (Application Programming Interface) の提供ができるポータルサイトが理想的。API 連携ができると、若桜町や智頭町などの告知端末での利用範囲が広がる。</p>	<p>県が発信する防災情報は、県の防災アプリ（あんしんトリピーなび）や登録制メール（あんしんトリピーメール）、防災情報ポータルやとりネットなど県のウェブサイト等の各種媒体を通じてお伝えしており、「Yahoo!防災速報」など県と提携している防災アプリもあります。県内の CATV 局を通じた情報発信も検討中であり、引き続き様々な広報媒体の活用にも努めます。</p> <p>なお、防災情報ポータルと他のシステムとの API 連携は今後の課題と考えています。</p>
3	<p>【避難所環境の整備】</p> <p>ペット同行避難において、獣医師による避難所環境の指導、発災後の巡回など協力体制の構築は？</p>	<p>県では、（公社）鳥取県獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結し、協力体制を構築しており、必要に応じて獣医師会に協力を求め、連携して対応したいと考えています。</p>

3 今後の予定

地域防災計画修正案及びアクションプラン見直し案については、9 月に開催する鳥取県防災会議において審議・決定される予定です。

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に係る意見募集結果について

令和6年8月21日
原子力安全対策課

原子力防災訓練の教訓や県の取組み、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案を作成し、このたびパブリックコメントを実施しました。

- 1 意見募集の期間 7月25日（木）から8月7日（水）まで
- 2 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所等の県関係機関及び市町村役場窓口等にて意見募集
- 3 意見総数（応募者数） 1件（1名）
- 4 意見等の内容とそれに対する県の考え方

【鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）に対する意見】

No.	意見等の内容（要旨）	意見に対する県の考え方
1	<p>【複合災害への対応について】 津波被害で一部道路制限の事故想定では無く、複合災害のある最悪の状態での事故想定を行うべきである。（津波だけが蓋然性が高いわけではない） 「第3章実施要領 第11節 複合災害時による避難」のような自然災害を全て考慮した被害想定をすべきである。 宍道（鹿島）断層（39km）での被害想定では液状化が発生するおそれがあり、車の通行が阻害される。津波の被害では岸壁が使用不能の上に流木・瓦礫等で船が接岸できなくなり船舶による避難が困難となる。大雪では、交通障害もあるが汚染された積雪上を避難しなければならない。 上述の現象が同時に起きても対処可能な最悪のシナリオを想定し、的確に住民避難を履行できるように計画すべきである。</p>	<p>本計画は、原子力災害と地震や津波、大雪などといった自然災害が同時に発生する複合災害を想定して策定しています。 複合災害が発生した場合は、まずは人命の安全を第一とし、自然災害に対する避難行動を取り、その安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動を取るとしており、不測の事態においては、自衛隊等の実動組織による陸路・海路・空路による支援を受けながら、被災状況に応じて屋内退避又は避難を実施することとしています。 引き続き複合的な事態に対して迅速かつ同時並行的に対処できるよう、今後も実動組織等の防災関係機関と連携した防災訓練等を重ねながら、計画の更なる実効性向上を図ってまいります。</p>

5 今後の予定

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案については、9月に開催する鳥取県防災会議において審議・決定される予定です。

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第29報）

令和6年8月21日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は7月1日）

1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在は、解体保管物の保管エリア設定、管理区域内設備の解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

2 島根原子力発電所2号機

新規規制基準への適合性申請に係る許認可が揃い、安全対策工事及び使用前事業者検査を実施中。

（1）安全対策工事

中国電力は、7月末時点における安全対策工事の実施状況を8月2日にホームページで公表（更新）した。

主要設備の据え付けは概ね完了し、現在、中国電力により動作確認等が行われている。

中国電力は安全対策工事の完了予定時期を令和6年10月としている。

（2）特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の審査

設置変更許可申請：平成28年7月4日（補正2回）、審査会合：24回

7月5日に24回目の審査会合（非公開）が開催された。

また、7月31日に設置変更許可申請の補正書を原子力規制委員会へ提出した。補正の内容は、審査会合での指摘を踏まえた記載の適正化。テロ対策施設のため、詳細は非公表。

※ 特定重大事故等対処施設はテロ対策を目的とした重大事故対策にも使われるバックアップ施設であり、島根2号機本体の設計及び工事の計画の認可日から5年以内（令和10年8月29日まで）の設置が求められている。

（3）長期施設管理計画の認可申請

中国電力は、運転開始から30年以降の運転を継続していくために必要となる原子炉施設の劣化を管理するための長期施設管理計画を策定し、7月30日に認可申請を行った。（島根2号機は運転開始から35年が経過）

長期施設管理計画には、現行の高経年化技術評価と長期施設管理方針の内容に加え、必要な部品の製造中止等に備えた対応などが新たに記載された。

※ 長期施設管理計画はGX脱炭素電源法（令和5年5月31日成立）による新制度に基づくもの。旧制度においては高経年化原子炉の技術基準適合性を確認するタイミングが運転40年時点の1回であったが、新制度により、運転開始30年から10年を超えない期間ごとに必要となり、規制が厳格化された。

今般の申請には、旧制度に基づき認可された長期施設管理方針の内容が反映されており、新制度の施行日前日となる令和7年6月5日までに認可が必要。

3 島根原子力発電所3号機（前回報告から変化なし）

設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合7回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

島根原子力発電所2号機の安全対策の確認等について

令和6年8月21日

原子力安全対策課

島根原子力発電所2号機の安全対策の状況等について確認等を行いました。

また、能登半島地震を踏まえて鳥取県が4月に行った発電所の安全対策や避難計画に係る国及び中国電力への申入れに対する回答がありました。

<報告内容一覧>

項目番号	日付	内容
1	7月8日	令和6年度第1回原子力安全顧問会議
2	7月20日	原子力規制委員会との意見交換
3	〃	内閣府（原子力防災）との意見交換
4	8月9日	令和6年度第2回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）
5	8月19日	鳥取県、米子市及び境港市職員による島根原子力発電所2号機の視察
6	8月20日	令和6年度第2回原子力安全顧問会議

1 令和6年度第1回原子力安全顧問会議

中国電力や原子力規制庁から島根1号機及び2号機の審査結果を顧問へ説明し、専門的な観点から確認していただくために原子力安全顧問会議を開催した。併せて、地域防災計画及び広域住民避難計画の修正案並びに令和5年度平常時モニタリング測定結果及び令和6年度測定計画について審議していただいた。

(1) 日時 7月8日（月）午前9時30分～午後0時15分

(2) 場所 県庁災害対策本部室

(3) 出席者 [県原子力安全顧問]（17名中14名出席）

占部顧問、北田顧問、牟田顧問、望月顧問、藤川顧問、甲斐顧問、神谷顧問、富永顧問、片岡顧問、佐々木顧問、香川顧問、西田顧問、河野顧問、梅本顧問

[県] 平井知事

[原子力規制庁] 斉藤安全規制調整官 他

[中国電力] 森田鳥取支社長 他

[オブザーバー] 米子市、境港市

(4) 議題

ア 島根原子力発電所1号機及び2号機の審査結果等（1号機：廃止措置計画変更認可、2号機：設計及び工事計画認可、保安規定変更認可）

イ 令和6年能登半島地震を受けての確認結果等

ウ 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案

エ 令和5年度環境放射線等測定結果、令和6年度環境放射線等測定計画

(5) 主な結果

- ・島根1号機の廃止措置計画変更認可の審査結果について原子力規制庁から説明があり、その審査の内容が妥当であると原子力安全顧問から発言があった。
- ・島根2号機（設計及び工事計画認可、保安規定変更認可）の審査結果について原子力規制

庁及び中国電力から説明があり、主に中国電力の原子力安全文化活動が確認された。

- ・令和6年能登半島地震を受けての島根2号機への影響に関する確認結果等について中国電力から説明があり、原子力安全顧問からは、地震に関する新しい知見の収集に努めること、災害時においても正確な情報発信をできるだけ早くすること、海への油の流出を防ぐ対策を講ずること等のコメントがあった。
- ・地域防災計画及び広域避難計画の修正案について実効性が確認され、原子力安全顧問に了承された。
- ・令和5年度の測定結果は妥当であると評価、令和6年度の測定計画は了承された。



2 原子力規制委員会との意見交換 [主催：原子力規制委員会]

島根2号機の安全対策について、原子力規制委員会と意見交換を行った。この意見交換は、原子力規制委員会が、原子力発電所が立地する地元関係者と意見交換を行うために、各地域で順々に行っているものであり、今回、島根地域で初めて開催された。

- (1) 日時 7月20日(土) 午後1時～午後3時
- (2) 場所 島根県原子力防災センター
- (3) 出席者 [地元関係者] (2県6市首長)
平井知事、伊木米子市長、伊達境港市長
丸山島根県知事、上定松江市長、飯塚出雲市長、田中安来市長、石飛出雲市長
[原子力規制委員会] 山中委員長、伴委員
[中国電力] 中川社長、北野副社長 他
- (4) 議題 島根原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換
- (5) 主な結果

- ・山中委員長から、現在のところ能登半島地震から規制に反映すべき新知見がなく、現行の審査基準で適切な審査ができていないこと、新知見が得られたらすぐに対応する旨の発言があった。
- ・鳥取県等からは能登半島地震を踏まえても島根2号機の安全性が担保されることについて、その判断の理由を含めて文書で回答するよう求め、山中委員長から分かりやすい資料を添付した上で対応する旨の回答があった。



※ 文書による回答は、8月9日の原子力安全対策プロジェクトチーム会議において受けた。

3 内閣府（原子力防災）との意見交換〔主催：島根県〕

能登半島地震を踏まえ、避難計画の実効性について国の考え方を確認し、国の原子力防災の取組に関する意見交換を行うために実施した。

(1) 日時 7月20日（土）午後3時45分～午後5時30分

(2) 場所 島根県庁 講堂

(3) 出席者 〔地元関係者〕（2県6市首長）

平井知事、伊木米子市長、伊達境港市長

丸山島根県知事、上定松江市長、飯塚出雲市長、田中安来市長、石飛出雲市長

〔内閣府（原子力防災）〕 松下政策統括官、福原地域原子力防災推進官

(4) 議題

ア 令和6年能登半島地震を踏まえた対応について

イ 意見交換

(5) 主な結果

・内閣府（原子力防災）の松下政策統括官から「島根地域の緊急時対応」は複合災害を想定しているため、能登半島地震が起きたことによって、この緊急時対応が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であるということが何ら変わるものではないとの発言があった。

・内閣府（原子力防災）が石川県職員とともに行った能登半島地震に係る志賀地域の被災状況の調査結果の報告があり、住民の避難ルートは迂回路の併用などにより通行可能であったと考えられる等の説明があった。

・鳥取県等からは能登半島地震を受けても「島根地域の緊急時対応」に実効性があることについて、その判断の理由を含めて文書で回答するよう求め、内閣府（原子力防災）からは協議・相談させていただきたい旨の回答があった。

※ 文書による回答は、8月9日の原子力安全対策プロジェクトチーム会議において受けた。



4 令和6年度第2回鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）

令和6年能登半島地震を踏まえて鳥取県が4月に行った国及び中国電力への申入れについて、文書による回答を受けた。併せて、中国電力から安全対策工事の状況報告を受け、今後の対応方針を米子市長及び境港市長と協議した。

(1) 日時 8月9日（金）午前10時～午前10時55分

(2) 場所 県庁災害対策本部室

(3) 出席者 〔県〕 平井知事

〔米子市〕 伊木市長

〔境港市〕 伊達市長

〔経済産業省〕 山田資源エネルギー政策統括調整官

〔中国電力〕 三村島根原子力本部長、森田鳥取支社長

(4) 議題

ア 能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る国及び中国電力への申入れの回答

イ 島根原子力発電所2号機の安全対策工事実施状況

(5) 主な結果 ※ 国及び中国電力の回答文書は添付1～5のとおり

- ・能登半島地震を受けて4月に国及び中国電力へ申し入れたことに対する回答があった。

[原子力規制委員会]

現時点で規制に反映させるべき新知見はなく、審査結果の見直しは必要ない。

[内閣府(原子力防災)]

「島根地域の緊急時対応」は自然災害との複合災害を想定して策定されており、現段階での見直しは不要。

[経済産業省]

原子力事業者に対して安全性向上に向けて不断に取り組むよう指導する。

[中国電力]

「安全性の向上に終わりが無い」との考えのもと、自主的な改善を図っていく。

- ・知事からは、疑問に対する一定の回答が得られ、誠実に回答いただいたことは評価する旨の発言があり、回答の妥当性を精査するため、専門家である原子力安全顧問の意見を聞く旨の発言があった。
- ・中国電力から、主要設備の設置が完了して発電所の安全対策工事を確認できる段階になっているとの発言があった。
- ・知事は米子市長及び境港市長とともに、安全対策工事について現地視察をする意向を示した。
- ・今回説明のあった国及び中国電力の回答を原子力安全顧問会議で確認することや島根2号機の安全対策工事の状況を原子力安全顧問が現地で確認する方針が示された。



5 鳥取県、米子市及び境港市職員による島根原子力発電所2号機の視察

8月9日(金)の原子力安全対策PT会議において中国電力から、島根原子力発電所2号機の安全対策工事において各設備の本体設置が完了したとの報告を受けたことから、その状況を確認するために鳥取県、米子市及び境港市の職員が視察した。

(1) 日時 8月19日(月)午後1時30分～午後5時

(2) 視察者 [県] 木本原子力安全対策課長 他

[米子市] 松本防災安全監 他

[境港市] 大道防災監 他

(3) 視察内容

新規制基準対応として重要な設備、能登半島地震で注目された設備等を中心に視察をした。

ア 地震・津波対策(耐震補強、防波壁、津波漂流物対策)

イ 電源設備(ガスタービン発電機(非常用電源)、耐震の緊急用開閉所(外部電源の強化))

ウ 注水設備(低圧代替注水、送水車(可搬設備))

エ フィルタベント

オ 火災防護、溢水対策等

6 令和6年度第2回原子力安全顧問会議

国及び中国電力への申入れに対する回答及び中国電力の安全対策工事の状況を専門的な観点から確認していただくことを目的に原子力安全顧問会議を開催した。

(1) 日時 8月20日(火) 午前11時～午後0時15分

(2) 場所 県庁災害対策本部室

(3) 出席者 [県原子力安全顧問] (18名中11名出席)

神谷顧問、富永顧問、北田顧問、望月顧問、片岡顧問、佐々木顧問、河野顧問、梅本顧問、藤川顧問、西田顧問、野口顧問

※ 8月19日に新たに鳥取大学の野口准教授(地震工学・地盤構造)を原子力安全顧問に委嘱

[内閣府(原子力防災)] 林田参事官補佐

[経済産業省] 前田原子力立地政策室長

[中国電力] 森田鳥取支社長、井田島根原子力本部副本部長、永山マネージャー、高取マネージャー

[県] 平井知事

[オブザーバー] 米子市、境港市

(4) 議題

ア 能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る国及び中国電力への申入れに対する回答

イ 島根原子力発電所2号機の安全対策工事の実施状況

ウ 島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に係る審査状況

(5) 主な顧問のコメント ※ 国及び中国電力の回答文書は添付1～5のとおり

- ・各回答については適切な内容。能登半島地震において安全上重要な機器の損傷が全くなかったことについて、十分に広報する必要がある。
- ・緊急時の情報発信については、正確かつ迅速に行うよう留意してもらいたい。
- ・国から新たに能登半島エリアの活断層長期評価が公表されたが、島根原子力発電所の基準地震動及び基準津波の評価に影響することはなく、見直す必要はない。
- ・原子力安全顧問が現地視察をする方針を決定した。
- ・特定重大事故等対処施設における原子炉格納容器内の冷却用の水源については、規制要求に基づき、必要な容量を確保していることを確認した。

【添付】

添付1 申入れに対する回答(原子力規制委員会)

添付2 // (内閣府(原子力防災))

添付3 // (経済産業省)

添付4 // (中国電力)

添付5 国(原子力規制委員会、内閣府(原子力防災)、経済産業省)及び中国電力への申入れ内容

鳥取県知事 平井 伸治 殿
米子市長 伊木 隆司 殿
境港市長 伊達 憲太郎 殿

原規総発第 202408072 号
令和 6 年 8 月 7 日
原子力規制庁長官 片山 啓
(公印省略)

鳥取県平井知事からのご質問に対する文書での回答について

令和 6 年 7 月 20 日に開催した「島根原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換」において、鳥取県平井知事からご要請のありました、ご質問に対する文書での回答(令和 6 年 4 月 5 日に開催した鳥取県、米子市及び境港市の合同要請の回答も含む)を別紙のとおり提出いたしますのでご査収願います。

ご質問 1

令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたといわれているが、宍道断層と鳥取沖断層との連動性を含め島根原子力発電所2号炉の審査結果は引き続き妥当なのか、現在の安全対策で本当に大丈夫なのか。また志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールの溢水、変圧器の油漏れについて想定されていたのか。想定されていたのであれば、説明いただきたい。

(回答)

1. 宍道断層と鳥取沖断層との連動等

能登半島地震に関しては、地震調査研究推進本部等の関係機関や関連する学会において調査・検討等が進められており、原子力規制委員会としては原子力規制庁が公開で実施する技術情報検討会の中で情報収集を行っています。

本年3月27日開催の技術情報検討会において、能登半島地震に関する、その現時点で公表されている知見の収集状況について報告がなされました。その中で、

- ・ 今回の地震は、地震発生前に知られていた震源断層が連動して活動したと考えられること、
 - ・ 観測された地震動は、全体的に従来の知見と整合しており、これまで経験した同規模の内陸地殻内地震と同程度と考えられること、
- 等から、これまでに把握できている情報からは、ただちに規制に反映すべき新たな知見は得られていません。

島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査では、宍道断層とその東側にある鳥取沖西部断層との連動については、音波探査を含む様々な調査結果を基に、両断層が連動して活動するものではないことを確認しています。

このように審査では、敷地周辺の断層の連動に係る評価を厳正に行っており、今回の地震を受けて審査結果を見直す必要があるとは考えていません。

また、津波による発電用原子炉施設に対する影響評価の際には、津波

による水位変動に加えて、基準津波の発生源における地震に伴う隆起、沈降も考慮した上で、保守的な評価が行われることを確認しております。

さらに、原子力発電所では、既設の海水取水設備とは別に、海水から水を供給するための可搬型の設備を設けることを求めています。これによって、各プラントでは大型ポンプ車やホース等が配備されており、仮に既設の海水取水設備が使えなくなった場合にも、原子炉の冷却などに必要な水を供給する能力があることを確認しております。

このように、新規制基準においては、地盤の隆起についても必要な対応はなされているものと考えており、現時点において見直す必要はないと考えます。

しかしながら、今回の地震によって得られた知見を収集していくことは重要であると考えており、新たな知見が得られれば、規制に取り入れる必要があるかどうか、必要があるとすればどのように取り入れていくのかについて適切に判断してまいります。

なお、能登半島地震を踏まえた追加的な対応について事業者と意見交換を行い、その結果、新規制基準適合炉では、各事業者が、原子力施設に4 mの地盤隆起を想定した場合においても海水が取水できるかについて、その成立性について訓練を通じて確認していくこととなりました。原子力規制庁としても訓練の現場等で実施状況を確認しているところです。中国電力の島根原子力発電所においては、今年度の第3四半期に当該訓練を実施予定と聞いています。

参考資料1：島根原子力発電所2号炉における活断層の審査

2. 志賀原子力発電所2号炉での使用済燃料プールからの溢水

一定程度の地震による揺れが生ずれば、スロッシングにより使用済燃料プールからの溢水が起きることが想定されますが、島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査では、仮に溢水が生じた場合においても、冷却や遮へいに必要な水位が確保でき、安全機能が維持されることを確認しています。

なお、プールから溢れた水は、回収・拭き取りなどによって外部に放射線影響を与えない措置がとられています。

3. 志賀原子力発電所2号炉の変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失

外部電源系による電力については、長大な電線路等の全てに高い信頼性を確保することは不可能であることなどから、新規制基準では、外部電源を喪失した場合にも、必要な安全機能を維持できるよう対策をとることを求めています。

外部電源を取り入れるための変圧器についても、高い耐震性は求めておらず、一定程度の地震による揺れが生ずれば、油漏れ等が起こることはあり得ると考えています。

その上で、島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査では、地震等により外部電源が全て失われても、耐震性が確保された非常用ディーゼル発電機が必要な電力を供給し、さらに万一非常用ディーゼル発電機が使用できない場合に備えて、別の発電機や電源車等により事故対処に必要な電力を確保できることを確認しています。

ご質問 2

能登半島地震の際、志賀原子力発電所の周辺モニタリングポストの通信の不具合により欠測があったというが、どうお考えか。モニタリングについて、国のバックアップ体制はどのように運用していくのか。

(回答)

本年1月に発生した能登半島地震において、通信の問題によりいくつかのモニタリングポストにおいて、リアルタイムの測定データ伝送が行えない状態となりました。

モニタリングポストから測定データが得られない場合における緊急時モニタリングの手段としては、可搬型モニタリングポスト、走行サーベイや、航空機モニタリングがあります。今回の地震においても、航空機モニタリングをいつでも実施できる体制を整えるなどの対応をしておりました。

また、最近ではドローンを用いたモニタリングや、新たな通信方式であるLPWA (Low Power Wide Area) を用いた環境放射線測定機器により低い消費電力で広域の通信ネットワーク網を形成しデータ通信を確立する技術などを試しているところです。単一の方法に頼る形ではなく、二の矢三の矢をすぐに放つことができるようにしておくことが重要であると考えます。

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針に基づく環境放射線モニタリングに係る制度設計、東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングを含む様々なモニタリングの実施・支援、モニタリング結果の情報公開等に取り組んでいます。その中で、原子力発電施設等の立地・隣接道府県(24道府県)に対しましては、交付金を交付し、緊急時モニタリングに必要な放射線監視施設の整備や調査実施等をしっかりと支援してまいります。

参考資料 2 : 緊急時モニタリング体制の多様性・信頼性向上への取組

ご質問 3

屋内退避の運用と鳥取県の地域防災計画・避難計画の関係等について

(回答)

原子力災害時における住民の屋内退避や避難の考え方を定めている原子力災害対策指針は、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとするに、その基本をおいています。複合災害時には放射線以外にも様々なハザードが存在します。地震、津波、場合によっては感染症、それらが同時に襲ってくる中で、限りのある人的・物的資源を活用してどのように対応するかは、ご地元としても非常に難しい判断が求められるものと考えます。

屋内退避の運用の在り方について検討するために原子力規制委員会に設置した「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」では、現在、屋内退避の内容だけでなく、屋内退避が必要なければ、その旨を早い段階で明言することが必要との問題意識を持って議論を行っています。様々なハザードが同時に発生する中で、避難又は屋内退避ができるかではなく、命を守る、どのようにして身を守るかということが重要であることから、そのために最適な対策を講じ、これらをどのように連動させていくかを考えることが肝要です。従って、屋内退避の検討チームでの検討では、単に結論を出すだけでなく、そこでの議論の内容も併せて示していきたいと思えます。議論の結果、原子力災害対策指針や地域防災計画等の文書上に変更を要することがないことも考えられますが、そのような場合であっても、その判断に至った経緯や理由についてもとりまとめて公表したいと考えています。

また、地震の被災地では、家屋の倒壊や道路寸断に伴う集落の孤立などを考えると、屋内退避や避難といった放射線被ばくへの対策よりも生命、身体を守り、生活を維持する対策を講じていただくことが必要であると考えます。能登半島地震では、全ての道路や家屋が損壊したかのように印象付ける報道等の情報発信が多くありましたが、内閣府の調査の結果、全く避難ができないような状況は極めて限定的であったことが分かっています。各地域で地震に対して弱点と思われる箇所があれば必要な対処をして

頂くことが重要ですが、冷静な状況把握の上で対応することが大切と考えます。

ご質問 4

志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があったが、事業者に対してどのような改善策を求めているのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするのか。

(4月5日 鳥取県知事・境港市長・米子副市長来訪面談時)

(回答)

地震があった場合等のプラントの影響に関する情報発信については、事業者が確認したことについて、適時的確に行う必要があると考えています。令和6年能登半島地震時の、プラントの状況に関する事業者からの情報発信は、複数回発表した内容を訂正することとなり課題があったと考えています。

情報発信の在り方については、全ての原子力事業者で対応すべきことであることから、令和6年3月25日に開催した「主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会」の中で、原子力規制庁から本件を問題提起し、意見交換しました。

事業者からは、電気事業連合会が、北陸電力の当時の対応状況をまとめ、事業者の情報発信の方法について、正確かつ迅速に情報発信を行うために、教訓を反映していく旨お話がありました。また、地震後に、不正確な情報も含め、様々な情報が報道されたことを受け、電気事業連合会が、発電所の正確な状況を確認した後に、能登半島地震を踏まえた原子力発電所の安全性向上の取り組みについてホームページ※へ掲載したと聞いています。

このように、事業者において情報発信体制の改善に取り組んでいると承知しており、原子力規制庁としても事業者の取組状況を注視してまいります。

※電気事業連合会のホームページ掲載箇所

https://www.fepec.or.jp/about_us/pr/oshirase/1261759_1458.html

府政原防第 748 号
令和 6 年 8 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様
米子市長 伊 木 隆 司 様
境港市長 伊 達 憲太郎 様

内閣府政策統括官（原子力防災担当）
松下 整
（公印省略）

令和 6 年能登半島地震を受けた「島根地域の緊急時対応」の確認について
（回答）

日頃より、原子力防災体制の充実、強化に御尽力及び御協力を賜り、御礼申し上げます。

令和 6 年 4 月 5 日付け第 202400006245 号、防起第 13 号－ 1 及び発境防第 1012 号で照会のありました標記について、文書にて回答を求められましたので、以下を回答いたします。

記

1 「島根地域の緊急時対応」は、島根地域の実情を踏まえ、道路が寸断した場合の避難経路や家屋が倒壊した場合の防護措置を含め、大規模な自然災害と原子力災害との複合災害を想定した上で取りまとめたものであり、「島根地域原子力防災協議会」で原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認するとともに、総理を議長とした「原子力防災会議」にて了承を得ております。

同緊急時対応では具体的な防護措置として、代替経路を含むあらかじめ設定した複数の避難経路の活用、陸路に加えて海路避難や空路避難の活用、必要な場合には、警察、消防、自衛隊などの実動組織が住民避難の支援を実施すること、UPZ 内において家屋倒壊などにより屋内退避が困難な場合は、近隣の避難所へ避難して、そこで屋内退避をしていただき、さらに、それも困難な状況であれば、30km 圏外の広域にあらかじめ定めている避難先へ速やかに避難を実施することを想定しております。

「島根地域の緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることについては、今日でも何ら変わるところはなく、現時点で「島根地域の緊急時対応」の改定が必要とは考えておりません。他方で原子力防災の備えに終わりや完璧はなく、緊急時対応についても不断に見直しを

行い、改定すべき事項があれば、適切なタイミングで改定を行う必要があると考えております。

また、避難計画の改定については、各自治体において御判断いただくべきことではありますが、少なくとも、「島根地域の緊急時対応」に盛り込まれている事項については、上記の理由により国として現時点で改定する必要があるとは考えておりません。

- 2 自然災害により屋内退避や避難が困難になるなど不測の事態が生じた場合には、「島根地域の緊急時対応」に記載のとおり、原子力災害対策本部が中心となり、政府を挙げて、全国規模の実動組織により道路啓開を含む必要な支援を実施いたします。

なお、各実動組織には、毎年の原子力総合防災訓練を始め、各自治体における訓練への積極的な参加のほか、定期的な意見交換を行うなど、万一の原子力災害の際に的確に対応できるよう、日頃から連携しているところであり、引き続き取り組んでまいります。

- 3 従来から、原子力防災対策に必要な資機材整備、避難経路の改善、放射線防護対策など関係自治体が行う原子力災害対策に必要な経費について支援しておりますが、引き続き緊急時安全対策交付金や原子力災害対策事業費補助金により、継続的な支援を実施してまいります。

経 済 産 業 省

20240405 資庁第1号
令和6年8月8日

鳥取県知事 平井 伸治 殿
米子市長 伊木 隆司 殿
境港市長 伊達 憲太郎 殿

資源エネルギー庁長官 村瀬 佳史

令和6年能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について (回答)

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

令和6年4月5日付け第202400006245号、防起第13号-1及び発境防第1011号をもって照会のあった件について、以下のとおり回答いたします。

記

1 「第6次エネルギー基本計画」(令和3年10月22日閣議決定)においては、原子力発電は、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、高い独立性を有する原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしています。

さらに、再稼働後についても、万が一の場合には、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処いたします。

中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)の島根原子力発電所2号機については、令和3年9月15日、原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められております。

この度の令和6年能登半島地震(以下「能登半島地震」という。)を受けて、原子力規制委員長は、国会審議において、「新規制基準への適合性が既に確認された原子力発電所については、現時点で運転停止等の必要があるような科学的・技術的な知見が得られていないことから、停止を命令することは考えていない」、「今後、原子力発電所に影響する新しい知見が得られた場合には、規制に取り入れる必要があるか否かについて適切に判断していく」という見解を示しているものと承知しております。

2 「第6次エネルギー基本計画」においては、原子力事業者を含む産業界は、自主的に不断に安全を追求する事業体制を確立し、原子力施設に対する安全性を最優先させるという安全文化の醸成に取り組む必要があるとしています。また、2022年10月には、電気事業連合会において「安全マネジメント改革タスクチーム」が設置され、業界大でのベストプラクティスの共有・横展開等が行われております。引き続き、中国電力を含めた原子力事業者に対して、今般の能登半島地震での経験や知見も踏まえつつ、安全性向上に向けて不断に取り組むよう、指導してまいります。

3 上記1.に記載のとおり、原子力規制委員長は、国会審議において、「新規規制基準への適合性が既に確認された原子力発電所については、現時点で運転停止等の必要があるような科学的・技術的な知見が得られていないことから、停止を命令することは考えていない」、「今後、原子力発電所に影響する新しい知見が得られた場合には、規制に取り入れる必要があるか否かについて適切に判断していく」という見解を示しているものと承知しております。

中国電力を含めた原子力事業者に対しては、ゼロリスクはないとの認識に立って、今般の能登半島地震での経験や知見も踏まえつつ、安全性向上に向けて不断に取り組むよう、指導してまいります。

4 原子力発電所の運営に当たっては、地域や社会の皆様に不安を与えないよう、その状況等について丁寧に情報発信することが重要と認識しております。今般の能登半島地震における情報発信の在り方に関しては、電気事業連合会が事業者とともに検証を進め、対外情報発信の一元管理などの対応策をまとめたものと承知しております。中国電力を含めた原子力事業者に対して、トラブル時において、可及的速やかに、信頼できる情報を、丁寧に発信することを徹底するよう、引き続き、指導してまいります。

また、モニタリングポストについては、原子力規制委員長は、国会審議において、「従来より自然災害を想定した通信の多重化等の取組を進めてきており、仮にその一部の測定結果を確認できない状態が生じても、可搬型モニタリングポストや航空機モニタリングといった代替措置により、空間線量率を測定することは可能であると考えています。」という見解を示しているものと承知しております。

5 原子力規制委員長は、2024年5月の定例会見において、屋内退避の運用についての検討は、「現時点で自治体の地域防災計画等を見直していただくことにはならない」という見解を示しているものと承知しております。

- 6 「島根地域の緊急時対応」は、道路が寸断した場合の避難経路や家屋が倒壊した場合の防護措置を含め、大規模な自然災害と原子力災害の複合災害を想定して策定され、原子力防災会議において、原子力災害対応指針等に照らして、具体的かつ合理的であると確認されています。他方で、原子力防災の備えに終わりや完璧はなく、引き続き、内閣府原子力防災担当をはじめとする関係府省庁や関係自治体と連携し、「島根地域の緊急時対応」の不断の改善・充実を図り、原子力災害対応の実効性向上に取り組んでまいります。
- 7 屋内退避や避難が困難になるなど不測の事態が生じた場合には、原子力災害対策本部が中心となり、関係府省庁及び関係自治体とも連携し、警察・消防・自衛隊等の実動組織により、状況に応じた迅速な避難の対応に当たることとなっております。
- 8 地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対しては、内閣府原子力防災担当において、屋内退避を継続できる更なる環境整備等、必要な支援内容について、関係自治体のご意見もよくお聞きしているところであり、地域の実情を踏まえて検討を進めているものと承知しております。

以上

島原本広第337号
2024年8月8日

鳥取県知事
平井伸治様

米子市長
伊木隆司様

境港市長
伊達憲太郎様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
中川賢剛

令和6年能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の
安全対策について（照会）に対する回答について

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年4月4日第20240006244号、防起第12号-1、発境防第1010号によるご照会に対し、下記のとおりご回答いたします。

記

1. 能登半島地震につきましては、現在、新規制基準適合性審査中の志賀原子力発電所においては「止める・冷やす・閉じ込める」の機能は維持されており、発電所全体の安全性は確保され、安全上重要な機器において問題となる被害は確認されていないと承知しております。

また、能登半島地震による志賀原子力発電所への影響については、当社を含む原子力業界全体の取り組みとして、原子力エネルギー協議会（ATENA）が検証結果を取りまとめておりますが、その中で能登半島地震に係る各研究機関の調査、研究結果の情報から、従前の地震動・津波評価と整合しており、原子力発電所の地震動・津波評価の見直しを要する喫緊の課題はないこと、燃料プールのスロッシングに対して、使用済燃料の冷却機能に問題はなく新たな知見は抽出されなかったこと、外部電源の全喪失は回避できた（5回線中3回線健全）ことから、外部電源系統の多重性が地震に対しても有効であることを確認しております。

島根原子力発電所につきましては、外部電源は5回線から受電可能な系統となっており多重化していること、また、安全性のさらなる向上を図っていく観点から、志賀原子力発電所では2号機主変圧器の絶縁油の漏油による油位低下で内部に損傷が発生したことを踏まえ、自主的な取り組みとして、変圧器内部損傷を防ぐための油位低下時の変圧器停止手順の整備などを行うこととしております。

また、全社大を挙げての複合災害に対する訓練や能登半島地震によって発生した地盤隆起と同様に4mの地盤隆起発生を仮定した海水取水訓練など、能登半島地震を踏まえた運用面の新たな取り組みを実施するとともに、様々な訓練で得られる知見について自主的な改善を進め、対応能力の向上に努めてまいります。

なお、活断層の連動のメカニズム等については、今後も、各種研究機関の分析・評価等の情報収集を継続し、当社としましては、引き続き、自主的な安全性向上に努め、耐震安全性評価等に反映すべき新たな知見が得られた場合は、適切に対応してまいります。

2. 情報発信につきましては、万が一、当社設備で災害が発生した場合においても、地域の皆さまへ迅速かつ正確に発電所の状況をお伝えできるよう、このたびの検証結果を踏まえ、電気事業連合会において作成される標準的なガイドを活用し、現状のルール・体制等を検証し、継続的な改善を図るとともに、教育・訓練を実施してまいります。

また、モニタリングポストの欠測につきましては、仮に自治体で設置されているものが使用できない状況となった場合でも、当社が設置しているモニタリングポストによって、外部への放射線影響を24時間監視することが可能です。

なお、当社が設置しているモニタリングポストは、伝送系の多様化（有線と無線のどちらでも伝送可能）や電源の強化（複数の電源供給ルートを整備するとともに、無停電電源装置も配備）を行っておりますが、仮にモニタリングポスト自体が機能喪失した場合には、可搬式のモニタリングポストを使用することで監視を継続できる体制を整えております。

3. 島根原子力発電所におきましては、設備面での対策はもとより、重大事故対策の実施組織や要員の常時確保に係る体制の整備に加え、手順書の整備、計画的な教育・訓練を通じた的確かつ柔軟に対応できる力量の確保など、引き続き人的対応の充実・強化を図ってまいります。

また、安全文化の育成・維持活動に積極的に取り組むとともに、安全文化の監視・評価活動を行うために設置した社長直属の組織により、安全文化の状態の監視を行ってまいります。

当社としましては、「安全性の向上に終わりはない」との考えのもと、今後も、能登半島地震を含む新たな知見も踏まえながら、継続的な安全性の向上に向けた歩みを止めることなく、より一層の取り組みを積み重ね、皆さまに安心いただける発電所を目指してまいります。

4. 能登半島地震では、志賀原子力発電所を原因とした住民避難を要する事態は発生しなかったものの、地域の皆さまの複合災害へのご不安が高まっていることと承知しております。

当社としましては、まずは原子力災害が発生しないよう、継続的な安全性の向上に努めるとともに、自然災害時の避難・退避に必要な電力について、関係機関等のご協力もいただきながら、円滑かつ迅速な復旧対応等に努めてまいります。

その上で、原子力災害に備えた避難対策の更なる実効性向上は不可欠という認識の下、社内における教育や訓練はもとより、関係自治体主催の訓練等を通じた連携強化・要員の練度向上を図ってきたところです。

万一の緊急時には、島根県および鳥取県と原子力災害対策特別措置法のそれぞれの責務を踏まえて締結した「島根原子力発電所に係る原子力防災に関する協力協定」等に基づき、避難退城時検査をはじめとした住民避難対応に事業者として最大限対応してまいります。

以上

国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力への申入れ内容

照会先	照会事項
原子力規制委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたとみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに宍道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。 2 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があったが、事業者に対してどのような改善策を求めていくのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするのか。 3 屋内退避の運用についての検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか。
内閣府 (原子力防災)	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年能登半島地震では道路被災による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考えるのか。当県の避難計画を改定する必要はあるのか。 2 屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国を挙げた万全の措置はどのように行われるのか。 3 避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が策定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。
経済産業省 (資源エネルギー庁)	<ol style="list-style-type: none"> 1 島根原子力発電所2号機の再稼働の是非の判断に当たっては安全が第一義であると考えているが、この度の地震を踏まえても求められる安全性は引き続き確保されているのか。 2 令和6年能登半島地震を受け、中国電力株式会社に対し島根原子力発電所2号機の安全確保に向けてどのような対策を求めるのか。 3～5 原子力規制委員会への照会事項の1、2、3 6～8 内閣府（原子力防災）への照会事項の1、2、3
中国電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたとみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機の安全確保対策はどうか。追加する対策が必要であればどうするのか。 2 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があった。島根原子力発電所ではどうか。改善が必要であればどうするのか。 3 新規制基準に適合している島根原子力発電所2号機について、同地震を踏まえて安全性についてどう認識しているのか。継続的な安全性向上に向けてどのような取組を実施するのか。 4 同地震の教訓を踏まえ、大規模な自然災害と原子力災害の複合災害が起り、孤立集落発生、家屋倒壊、道路損傷等により屋内退避や避難が困難となる住民が生じた場合について、貴社において屋内退避や避難の完全実施に向けどのような対策を考えているのか。

原子力災害時に備えた避難訓練の実施結果について

令和6年8月21日
原子力安全対策課

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）や広域住民避難計画で定める多様な避難手段の更なる実効性向上を図るため、島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練（機能別の避難訓練）を実施しました。

1 船舶避難訓練

地域防災計画等においては、バス・乗用車による避難を中心としつつ、船舶による避難を補完的手段として位置付けており、この度、海上自衛隊の協力を得て、船舶への乗降船手順等の確認及び検証を行う、船舶による住民避難訓練を実施しました。

(1) 日時

7月31日（水）午前7時～午後2時30分

(2) 場所

境港竹内3号岸壁（境港市）から鳥取港3号岸壁（鳥取市）まで航海

(3) 参加機関等

ア 参加機関

鳥取県、米子市、境港市、海上自衛隊舞鶴地方総監部、中国電力株式会社 等

イ 参加艦艇等

海上自衛隊曳船5号、水中処分母船1号、
県消防防災ヘリコプター

ウ 参加者数

約80名（うち住民13名）



曳船5号



水中処分母船1号

(4) 訓練内容

ア 複合災害を想定した船舶避難

地震等により大型船が入港できない場合を想定し、境港から小型船（曳船5号）に乗船・出港し、沖合の大型船（水中処分母船1号）へ移乗した後、鳥取港まで避難

イ 船舶避難中の救助訓練

船舶避難中に住民の救急搬送が必要となった場合を想定し、県消防防災ヘリコプターによるホイスト救助訓練を実施

ウ 避難退域時検査

避難先の鳥取港に入港した住民に対して、避難退域時検査を実施

(5) 訓練の成果

○船舶への乗降手順や港湾使用に係る関係機関等との調整方法を確認できた。

○複合災害対応を想定して初めて実施した小型船から大型船への移乗（境港の岸壁が使えない場合）について住民の安全を確保しながら円滑に実施できた。

○鳥取港3号岸壁建屋を活用し、住民への避難退域時検査を適切に実施できた。

○参加した住民からアンケートにて下記の通り意見を頂いた。（一部抽出）

- ・能登半島地震の検証（港の隆起）が活かされた想定は大変良く考えられた訓練だった。
- ・小型船では船外で立ったまま直射日光を浴びる時間が長く、日よけや椅子等が必要と思った。
- ・西部には空自や陸自もあるので合同訓練をしてみるのも良いと思う。



小型船から大型船への移乗（境港沖合）



ホイスト救助訓練
（境港沖合）



避難退域時検査訓練（鳥取港）

2 避難先及び避難経路確認訓練（境港市）

原子力災害時の避難対象地区の住民に、広域住民避難計画で定めた避難経路や避難退域時検査会場、避難先施設を実際に確認していただき、避難計画に対する理解促進、住民不安の軽減及び避難先自治体の理解促進等に繋げることで、避難計画の実効性向上を図ることを目的に、避難先となる鳥取市の協力を得て実施しました。

（1）日時

7月28日（日）午前8時50分～午後5時45分

（2）訓練内容

原子力災害時の避難経路、避難退域時検査会場及び避難先の確認

（3）参加人数

境港市渡16地区住民 10人

（4）訓練概要

広域住民避難計画に基づき、大型バスにより、一時集結所（境港市立第三中学校）から避難退域時検査会場（伯耆町岸本B&G海洋センター）を視察、中国自動車道等の避難経路を經由して鳥取市まで移動し、避難先施設（とりぎん文化会館）を確認した。

一連の避難経路等の確認を通じて、原子力防災ハンドブックと地区別避難計画パンフレットの有効性について理解を深めることが出来た。

鳥取市の避難先施設では市職員・県職員から、市の概要・施設の概要等について説明を受けた。



避難退域時検査会場（伯耆町岸本B&G海洋センター）



避難先施設（とりぎん文化会館）

（5）その他

8月25日（日）には米子市崎津公民館区の住民が参加して、同様の訓練を実施する予定です。

鳥取県感震ブレーカー普及協議会の設立について

令和6年8月21日
消 防 防 災 課

今年1月の能登半島地震の輪島市大規模火災の出火原因として、電気に起因した可能性に言及されているように、近年の大規模地震での火災は、電気関係が主な出火原因となっています。

このことから感震ブレーカーの有効性、必要性の周知、啓発をし、普及を強力に進めるため、関係する業種・団体等の協力のもと「鳥取県感震ブレーカー普及協議会」を発足し、協議会を開催しました。

今後、県内市町村や関係団体と連携協力して、感震ブレーカーの普及を進めていきます。

1 鳥取県感震ブレーカー普及協議会

(1) 設立の趣旨

- ・今年1月の能登半島地震の輪島市大規模火災を受け、「感震ブレーカー」の普及に取り組む。
- ・感震ブレーカーの有効性、必要性の周知、啓発をし、普及を強力に進めるため、関係する業種・団体等と連携協力して「鳥取県感震ブレーカー普及協議会」を発足。

(2) 構成

○パートナー団体 ※今後、継続して関係事業者、団体等に参加を依頼。

区分	パートナー団体 (39)
公共団体 (20)	鳥取県、鳥取県内19市町村
消防関係 (4)	鳥取県内各消防局、(公財)鳥取県消防協会
電気関係 (4)	中国電力(株)鳥取支社、中国電力ネットワーク(株)鳥取ネットワークセンター (一財)中国電気保安協会山陰支店、鳥取県電気工業工業組合
建築関係 (5)	(一社)鳥取県建築士事務所協会、(一社)鳥取県設備設計事務所協会 (一社)鳥取県建設業協会、(一社)鳥取県木造住宅推進協議会 (一社)鳥取県建築士会
不動産関係 (2)	(公財)鳥取県宅地建物取引業協会、(公財)全日本不動産協会鳥取県本部
保険関係 (1)	(一社)日本損害保険協会中国支部
警備関係 (1)	(一社)鳥取県警備業協会
住宅メーカー(2)	(株)マツワ、(株)トータルエナジーオオタ ※今後、住宅メーカーに協力を依頼予定。

○協力機関 内閣府、総務省消防庁、経済産業省中国四国産業保安監督部

(3) 活動内容

- ・感震ブレーカーの有効性、必要性の周知、啓発
- ・住民向け補助制度の周知、運用
- ・相談体制の整備

2 協議会の開催

日 時	令和6年7月9日(火) 午後4時から午後4時45分まで
場 所	県庁災害対策本部室 (対面とオンラインのハイブリッド形式で実施)
出席者	知事、パートナー団体39、協力機関3の42団体
概 要	<p><パートナー団体からの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の取組に合わせて、感震ブレーカーの設置補助に積極的に取り組んでいく。 ・存在が知られておらず、必要性が理解されていないため、防災教育等の場を活用して、消防団や防災士とも連携して啓発していく。 ・ホームページやSNSを活用して広報し、事業所にチラシ等を配置して周知を図っていく。 ・顧客に対し、メールでの情報発信やチラシの配布等、様々な機会に周知を図っていく。 ・地震保険の優遇措置、耐震工事の補助金等、何かと組み合わせた広報が必要ではないか。 <p><協力機関からの意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的に普及率がまだ低く、モデル計画を作る等して後押ししていくことを考えている。 ・鳥取県の取組は優良先事例。



3 今後の取組

令和6年6月定例会県議会において、感震ブレーカー設置を含む耐震改修等を県民の責務とした鳥取県防災・危機管理に関する基本条例を一部改正するとともに、鳥取県感震ブレーカー設置事業補助金を創設したところであり、協議会では、県のホームページ上に「鳥取県感震ブレーカー普及協議会」を常設し、県内市町村やパートナー団体と連携協力して、感震ブレーカーの有効性等の啓発や設置支援を進めていく。

- ・県政だよりや市町村報等による啓発、各種研修会やイベント等による広報
- ・パートナー団体である(株)マツワの協力により、感震ブレーカーを実際に設置する様子を収録した県政テレビ番組「#キニナルとっとり」(制作：BSS山陰放送)を8/31(土)21:56～放送予定
- ・チラシを作成し、パートナー団体の会員等の事業活動に併せて配布等により啓発
- ・パートナー団体の会員等の事業所にチラシ配架
- ・協議会ホームページを作成し、各事業所ホームページとリンク ※協議会ホームページ→



第70回鳥取県消防ポンプ操法大会の開催結果について

令和6年8月21日
消 防 防 災 課

消防団員が火災から地域住民の生命・身体・財産を守るために必要な技術の向上及び士気の高揚を図り、もって消防団の消防活動の充実に寄与することを目的として、次のとおり「第70回鳥取県消防ポンプ操法大会」を開催しました。

また、住民に対する防火防災意識の醸成、消防団への理解を深めることを目的として、少年消防クラブの活動PR、子供対象の水消火器による火消し体験等の催し、ミニ消防車の展示等を行いました。

1 開催日時 令和6年7月7日（日）午前10時から午後3時30分まで

2 開催場所 鳥取県消防学校 屋外訓練場（米子市流通町1350番地）

3 主 催 鳥取県、公益財団法人鳥取県消防協会

4 出場分団

出場する分団は各地区の予選を経て決定

(1) ポンプ車操法の部 計12隊（各隊：選手5名、補助員1名、計6名）

(2) 小型ポンプ操法の部 計11隊（各隊：選手4名、補助員1名、計5名）

計23隊 127名



開会式の様子



放水の様子

5 成績

ポンプ車操法の部で優勝した米子市消防団夜見分団は4年連続の優勝です。

	ポンプ車操法の部	小型ポンプ操法の部
優勝	米子市消防団 夜見分団	日野町消防団 第1分団
準優勝	境港市消防団 第3分団	鳥取市消防団 鳥取東郷分団
第3位	八頭町消防団 八東地区第2分団	倉吉市消防団 社分団

6 全国大会への出場

10月12日（土）に宮城県で開催される第30回全国消防操法大会（ポンプ車操法の部）に鳥取県代表として、米子市消防団夜見分団が出場します。

※女性消防操法全国大会は、ポンプ車操法の部・小型ポンプ操法の部の全国大会との隔年開催のため、今年度の開催はありません。